# 那霸市公報

#### 第1758号

毎月2回 1, 15日発行 発 行 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市総務部総務課

## 目 次

## ◇告 示◇

○市道の極少指定に関する告示(道路管理課)・・・・・・・・・ 1844			
○那覇広域都市計画道路の変更について(都市計画課)・・・・・・・・1844			
○令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会の招集について(総務課)·····1845			
○那覇広域都市計画用途地域の変更について(都市計画課)・・・・・・・ 1845			
○那覇広域都市計画用途地域、防火地域、高度利用地区、地区計画の変更について (都市計画課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1846			
<b>◇公</b> 告◇			
○那覇市ともかぜ振興会館備品購入に係る制限付き一般競争入札の実施について (平和交流・男女参画課)・・・・・・・・・・・・1847			
◇上下水道局規程◇			
○那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程・・・・・・ 1849			
○那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程・・・・・・・ 1874			
◇上下水道局告示◇			
○那覇市排水設備指定工事店の異動について・・・・・・・・1876			
○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて・・・・・・・1876			
◇監査委員公表◇			
○令和元年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について(公表)・・・・・ 1877			

#### 告 示

那覇市告示第 356 号 令和2年1月31日 掲 示 済

市道の極少指定に関する告示

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定による道路管理者が自 動車の交通量が極めて少ないと認めて指定する道路を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

#### 1. 指定する路線

路線名	指定する区間の起点 指定する区間の終点
小禄 34 号	字小禄 843 番 9 字小禄 847 番 15

那覇市告示第 357 号 令和2年1月31日 掲 示 済

#### 那覇広域都市計画道路の変更について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法 第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画道路の変更をしたので、同法第 21 条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示 し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

> 那 覇 市 上記代表者 那覇市長 城間 幹子

- 1 都市計画の種類
  - ○那覇広域都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - ○那覇広域都市計画道路(3・4・那47号 石嶺福祉センター線) 変更する部分 那覇市首里石嶺町4丁目の一部
- 3 縦覧場所

那覇市都市みらい部都市計画課(那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所9階)

\_\_\_\_\_\_

**那覇市告示第 371 号** 令和 2 年 2 月 3 日 掲 示 済

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会の招集について

令和2年(2020年)2月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 令和2年2月12日(水)
- 2 招集の場所 那覇市議会議場

\_.\_...

那**覇市告示第 374 号** 令和 2 年 2 月 4 日 掲 示 済

那覇広域都市計画用途地域の変更について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那 覇 市 上記代表者 那覇市長 城間 幹子

- 1 都市計画の種類那覇広域都市計画用途地域(真和志線沿道地区)
- 2 都市計画を定める土地の区域 那覇市松川1丁目、2丁目、3丁目、繁多川1丁目及び三原2丁目地内
- 3 縦覧場所

那覇市 都市みらい部 都市計画課(那覇市役所本庁舎9階)

\_\_\_\_\_\_

**那覇市告示第 378 号** 令和 2 年 2 月 10 日 掲 示 済

那覇広域都市計画用途地域、防火地域、高度利用地区、地区計画の変更について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那 覇 市上記代表者 那覇市長 城間 幹子

1 都市計画の種類

那覇広域都市計画用途地域 (久茂地一丁目地区) 那覇広域都市計画防火地域 (久茂地一丁目地区) 那覇広域都市計画高度利用地区 (久茂地高度利用地区)

那覇広域都市計画地区計画(那覇市久茂地地区地区計画)

- 2 都市計画を定める土地の区域那覇市久茂地1丁目及び3丁目地内
- 3 縦覧場所

那覇市 都市みらい部 都市計画課 (那覇市役所本庁舎9階)

#### 告 公

那覇市公告第584号 令和2年1月28日 示 掲 済

那覇市ともかぜ振興会館備品購入に係る制限付き一般競争入札の実施につい 7

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5の2の規定に基づき、制 限付一般競争入札(以下「入札」という。)を実施するので、施行令第167条の6及 び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 入札に付する事項
  - (1)件 名 那覇市ともかぜ振興会館備品(トレーニング機器)の購入
  - (2)納入期限 令和2年6月30日(火)
  - (3)履行場所 那覇市ともかぜ振興会館(那覇市金城3丁目5番地の3)
  - (4)履行内容 別紙「那覇市ともかぜ振興会館備品購入(トレーニング機器)仕 様書」のとおり
  - (5)予定価格 非公開
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者でなければ入札に参加することができませ

- (1)本市法制契約課長が作成する令和元年度那覇市物品購入等入札参加資格者 名簿に登録されている者の内、運動用品類を希望業種としていること。
- (2)本市内に本店、支店、営業所のいずれかを有すること。
- (3)施行令第167条の4第1項各号の規定する者に該当しないこと。
- (4)施行令第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、そ の事実があった後2年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他 の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開 始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基 づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6)公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市物品購入等入札参加資格 審査及び指名選定要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこ と。
- (7)那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号に規定す

る暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

- 3 契約条項を示す場所 総務部平和交流・男女参画課
- 4 質問疑義照会書
  - (1)質問期限 令和2年1月30日(木)16時
  - (2)「質問疑義照会書」(様式1)を電子メールで下記のアドレス宛てに提出
  - (3)那覇市役所 総務部 平和交流・男女参画課 E-mail: S-HEIDAN001@citv.naha.lg.jp
  - (4)回答 令和2年1月31日(金)に那覇市ホームページの公示している場所に 回答を掲示します。
- 5 入札説明会 入札説明会は実施しません。
- 6 入札参加申し込み
  - (1)入札参加申し込み期限 令和2年2月4日(火)17時
  - (2)提出書類 入札参加申込書(様式2)
  - (3)提出先 総務部平和交流・男女参画課
- 7 入札の日時及び場所
  - (1)日時 令和2年2月10日(月)午前10時
  - (2)場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所5階(501会議室)
- 8 入札時提出書類
  - (1)入札書(様式3)
  - (2)代理人が入札する場合は委任状(様式4)
- 9 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除。

10 入札の無効に関する事項

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効と します。

- 11 その他
  - (1)那覇市に提出された書類は返却しません。
- 12 お問い合わせ

那覇市総務部平和交流・男女参画課:大城、泉

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-861-6906(直通) FAX 098-861-4092

## 上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第1号 令和2年1月31日 公 布 済

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 上地 英之 那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように 改正する。

改正前

改正後

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他別に定める もののほか、那覇市上下水道局(以下「本 局」という。)の契約事務に関し、必要な 事項を定めるものとする。

(一般競争入札の参加資格等)

第2条 地方自治法施行令(昭和22年政令第一第2条 那覇市上下水道事業管理者(以下 16号。以下「施行令」という。)第167条 の4第2項各号のいずれかに該当すると那 覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」 という。)が認めるときは、3年以内の期 間を定めて一般競争入札に参加させない こととする。その者を代理人、支配人そ の他の使用人又は入札代理人として使用 する場合についても同様とする。

#### 2 [略]

(入札参加資格取得申請)

第3条 一般競争入札に参加しようとする ものは、管理者が定める期間内に、一般 競争入札参加資格取得申請書に管理者が 必要とする書類を添えて申請しなければ ならない。

(資格審査及び名簿作成)

- 第4条 管理者は、前条の規定による申請が あったときは、資格の審査を行い、その 結果を申請者にそれぞれ通知しなければ ならない。
- 2 管理者は、前項の結果を元に資格を有す る者の名簿を作成するものとする。

(一般競争入札の公告等)

第5条 管理者は、一般競争入札により契約 | 第3条 [略] を締結しようとするときは、その入札期

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他別に定める ものを除くほか、那覇市上下水道局(以下 「本局」という。)の契約事務に関し、必 要な事項を定めるものとする。

(一般競争入札の参加資格等)

「管理者」という。)が、地方自治法施行 令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」 という。) 第167条の4第2項各号のいずれ かに該当する者と認めるときは、3年以内 の期間を定めて一般競争入札に参加させ ないこととする。この場合において、そ の者を代理人、支配人その他の使用人又 は入札代理人として使用する者について も同様とする。

2 [略]

(一般競争入札の公告等)

日(本局の電子計算機と入札に参加する 者の電子計算機を情報通信回線で接続し た電子情報処理組織を使用して行う入札 (以下「電子入札」という。)にあっては、 入札期日の末日)の前日から起算して8日 前までに次に掲げる事項を公告するもの とする。ただし、急を要する場合におい ては、その期間を5日前までに短縮するこ とができる。

- (1) 「略]
- (2) 入札に参加するものに必要な資格 に関する事項
- $(3) \sim (5)$  「略]
- (6) 第6条の2第1項の低入札調査基準価 格又は第11条の最低制限価格を設ける ときはその旨
- (7) 郵送による入札を認めるときはそ の旨

 $(8) \sim (10)$  [略]

2 [略]

(予定価格)

- <u>第6条</u> 管理者は、一般競争入札に付する<u>事 | 第4条</u> 管理者は、一般競争入札に付する<u>事</u> 項に関する仕様書、設計図書等に基づき、 当該契約の目的となる物件又は役務につ いての取引の実例価格、需要の状況、履 行の難易、数量の多寡、履行期間の長短 等を考慮して予定価格を定めるものとす る。
- 2 予定価格は、一般競争入札に付する事項 の価格の総額について定めなければなら ない。ただし、一定期間継続してする製 造、修理、加工、売買、賃借等の契約の 場合においては、単価についてその予定 価格を定めることができる。
- 3 一般競争入札を行う場合においては、予 | 3 管理者は、一般競争入札を行う場合にお 定価格を記載した予定価格調書を封書に し、開札の際にこれを開札場所に置かな ければならない。
- 4 「略]

- (1) 「略]
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に 関する事項
- $(3) \sim (5)$  「略]
- (6) 第4条の2第1項の低入札調査基準価 格又は第10条の最低制限価格を設ける ときはその旨

 $(7) \sim (9)$  [略]

2 [略]

(予定価格)

- 項の総額について、予定価格を定めなけ ればならない。ただし、一定期間継続し て行う製造、修理、加工、売買、役務の 提供、使用等に係る契約の場合において は、単価についてその予定価格を定める ことができる。
- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は 役務について、取引の実例価格、需給の 状況、履行の難易、数量の多少、履行期 間の長短等を考慮して適正に定めなけれ ばならない。
- いては、予定価格を記載した予定価格調 書を作成して封書にし、開札の際にこれ を開札場所に置かなければならない。
- 4 「略]

#### (低入札調査基準価格)

についての請負の契約に係る一般競争入 札を行おうとする場合において、特に必 要があると認めるときは、あらかじめ、 低入札調査基準価格(施行令第167条の10 第1項又は第167条の10の2第2項に規定す る落札者となるべき者の申込みに係る価 格によってはその者により当該契約の内 容に適合した履行がされないおそれがあ ると認めるときに該当するかどうかにつ いての調査を行うための基準となる価格 をいう。以下この条において同じ。)を設 けるものとする。

(入札保証金)

- 第7条 管理者は、一般競争入札に参加しよ | うとする者に対して、指定した入札の日 時までに、現金又はこれに代わるものと して管理者が確実と認める有価証券等を もって、その者が見積もった入札金額の1 00分の5以上の入札保証金を納付させな ければならない。ただし、単価契約又は せり売りによる契約を締結する場合にお いては、入札保証金の額はその都度管理 者が定める。
- 2 第31条及び第32条の規定は、前項の有価 2 入札保証金は、入札執行前に納付させな 証券等に準用する。

(低入札調査基準価格)

<u>第6条の2</u> 管理者は、工事<u>又は製造</u>その他 | <u>第4条の2</u> 管理者は、工事<u>、製造</u>その他の 請負契約に係る一般競争入札を行おうと する場合において、特に必要があると認 めるときは、あらかじめ、低入札調査基 準価格(施行令第167条の10第1項又は第1 67条の10の2第2項に規定する落札者とな るべき者の申込みに係る価格によっては その者により当該契約の内容に適合した 履行がされないおそれがあると認めると きに該当するかどうかについての調査を 行うための基準となる価格をいう。以下 この条において同じ。)を設けるものとす る。

(入札保証金)

第5条 地方公営企業法施行令(昭和27年政 令第403号。以下「令」という。)第21条 の15第1項の管理規程で定める入札保証 金の額は、入札金額(単価による入札にあ っては、入札金額に予定数量を乗じて得 た額)の100分の5以上に相当する額とす る。

ければならない。

(入札保証金に代わる担保)

- 第6条 施行令第167条の7第2項の規定によ り入札保証金の納付に代えて提供させる ことができる担保は、国債及び地方債の ほか、次に掲げるものとする。
  - (1) 政府の保証する債券
  - (2) 銀行、農林中央金庫、株式会社商工 組合中央金庫又は全国を地区とする信 用金庫連合会の発行する債券
  - (3) 管理者が確実と認める社債
  - (4) 銀行又は管理者が確実と認める金

融機関(出資の受入れ、預り金及び金利 等の取締りに関する法律(昭和29年法 律第195号)第3条の金融機関をいう。以 下同じ。)が振り出し、又は支払保証を した小切手

- (5) 銀行又は管理者が確実と認める金 融機関が引き受け、又は保証若しくは 裏書をした手形
- 2 前項の担保を提供させる場合において、 当該担保が記名証券であるときは、売却 承諾書及び白紙委任状を添付させなけれ ばならない。 (担保の価値)
- 第7条 前条第1項の担保の価値は、次の各 号に掲げる担保の区分に応じ、当該各号 に掲げる額とする。
  - (1) 国債及び地方債 額面金額(発行価) 額が額面金額と異なるときは、発行価 額)
  - (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲 げるもの\_額面金額又は登録金額(発 行価額が額面金額又は登録金額と異な るときは、発行価額)の8割に相当する 金額
  - (3) 前条第1項第4号に掲げるもの 小 切手金額
  - (4) <u>前条第1項第5号に掲げるもの 手</u> 形金額(その手形の満期の日が当該手 形を提供した日の1月後であるときは、 提供した日の翌日から満期の日までの 期間に応じ当該手形金額を一般の金融 市場における手形の割引率によって割 り引いた金額)

(入札保証金の免除)

第8条 管理者は、前条の規定にかかわらず | 第8条 管理者は、一般競争入札に参加しよ

(入札保証金の免除)

一般競争入札に参加しようとするものが 次の各号のいずれかに該当する場合は、 入札保証金の全部又は一部の納付を免除 することができる。

 $(1) \sim (2)$  「略]

(3) 契約の性質又は目的により、前各号 に準ずるものと管理者が認めるとき。

#### 2 [略]

(入札保証金の還付又は転用)

は即時、落札した者には契約締結後還付 するものとする。ただし、落札した者の 入札保証金は、契約保証金の一部に充当 することができる。

#### 2 [略]

(入札保証金の帰属)

- 第10条 入札保証金は、一般競争入札に参 加した者が次の各号のいずれかに該当す るときは、本局に帰属する。
  - (1) 入札に参加したものの責に帰する 事由により入札又は落札を取消したと き。
  - (2) 落札決定から第18条第2項に規定す る期間内に契約を締結しないとき。

(最低制限価格)

は、施行令第167条の10第2項の最低制限 価格を設ける場合について準用する。

(入札の方法)

の代理人が出席して行わなければならな い。ただし、管理者が特に認めた場合に は、入札書であることを確認できるよう 封筒に表記した書留郵便をもって入札す

うとする者が次の各号のいずれかに該当 するときは、入札保証金の全部又は一部 の納付を免除することができる。

(1)~(2) [略]

- (3) 前号に掲げるもののほか、契約を締 結しないこととなるおそれがないと管 理者が認めるとき。
- 2 [略]

(入札保証金の返還)

- 第9条 入札保証金は、落札しなかった者に | 第9条 納付された入札保証金は、入札が終 了したとき、又は入札を中止したときは、 これを返還する。ただし、落札者の入札 保証金は、当該落札者が契約を締結した 後に返還するものとする。
  - 2 落札者の入札保証金は、契約保証金(法 第234条の2第2項の契約保証金をいう。以 下同じ。)の一部に充当することができ る。
  - 3 [略]

(最低制限価格)

第11条 第6条の2第2項及び第3項の規定 | <u>第10条</u> <u>第4条の2</u>第2項及び第3項の規定 は、施行令第167条の10第2項の最低制限 価格を設ける場合について準用する。

(入札の方法)

第12条 入札は、執行の場所に本人又はそ | 第11条 入札者は、所定の入札書に必要な 事項を記載し、記名押印の上、入札執行 の日時に指定の場所にこれを提出しなけ ればならない。

ることができる。

- 2 [略]
- 3 本人及びその代理人は、同一事項につい て他の入札代理人となることはできな V 1
- した入札書の取替え、変更又は取消しを することができない。

(電子入札の特例)

- ず、電子入札の場合には、管理者の定め るところにより本局の電子計算機に備え られたファイルに入札金額その他の事項 を記録することをもって、同項の入札に 代えるものとする。
- により、前項の方法によらないことにつ いて特別の理由があると認めるときは、 当該者に対し前条に規定する方法を承認 するものとする。

(開札)

第13条 [略]

(再度入札)

は、再度入札を行うものとし、その回数 は2回までとする。ただし、第6条第4項の 規定により予定価格を公表する入札につ いては、再度入札は行わない。

(入札の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入 | 第14条 [略] 札は、無効とする。

- 2 入札者は、管理者が特に指定したとき は、郵便をもって入札書を提出すること ができる。この場合においては、入札書 であることを確認できるよう封筒に表記 した書留郵便により行わなければならな V.
- 3 [略]

4 入札後は、いかなる事由があっても入札 4 入札後は、いかなる事由があっても入札 した入札書の書換え、引換え又は撤回を することができない。

(電子入札)

- <u>第12条の2</u> 前条第1項の規定にかかわら | 第11条の2 管理者が電子入札を行うこと とした場合において、入札者は、前条第1 項の入札書に代えてその使用に係る電子 計算機に入札金額その他所定の情報を入 力し、当該情報を管理者の指定する日時 までに本局の使用に係る電子計算機に到 着させるものとする。
- 2 管理者は、入札に参加する者からの申請 | 2 前項の入札金額その他所定の情報が本 局の使用に係る電子計算機に備えられた ファイルに記録された時に、前条第1項の 規定による入札書の提出がなされたもの とみなす。

(開札)

第12条 [略]

(再度入札)

第14条 落札者が決定しない場合において | 第13条 落札者又は落札候補者(以下「落札 者等」という。)が決定しない場合におい ては、再度入札を行うものとし、その回 数は2回までとする。ただし、第4条第4 項の規定により予定価格を公表する入札 については、再度入札は行わない。

(入札の無効)

- (1)~(2) 「略]
- (3) 2個以上の代価を記載した入札
- (4) [略]
- (5) 入札金額が記入されていない入札 又は当該金額が分明でない入札
- (6) 本人又はその代理人が同一事項に ついて2通以上した入札又はこれらの ものが更に他の者を代理して行った入 札

 $(7) \sim (10)$  [略]

(入札の延期等)

#### 第16条 [略]

(同価格落札の決定方法)

- 以上あるときは、直ちに当該入札者にく じを引かせて落札者又は落札候補者を決 定する。この場合において、当該入札者 のうちくじを引かない者があるときは、 これに代えて当該入札事務に関係のない 職員にくじを引かせることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札の場 2 前項の規定にかかわらず、電子入札の場 合においては、当該電子入札を行うシス <u>テムによるくじにより、落札者又は落札</u> 候補者を決定するものとする。

(落札者の決定通知)

を当該落札者に通知(電子入札の場合は、 電子入札を行うシステムによる通知)し なければならない。

(落札者が契約を締結しないとき)

#### 第19条 [略]

営企業法施行令(昭和27年政令第403号。 以下「令」という。)第21条の14第1項第9 号及び第3項の規定により随意契約をす ることができる。

- (1)~(2) 「略]
- (3) 入札書が所定の日時までに提出さ れない入札
- (4) 「略]
- (5) 同一事項について、2通以上の入札 書が提出された入札
- (6) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は 代理人が2人以上の者の代理をしてな した入札

(7)~(10) [略]

(入札の延期等)

#### 第15条 「略]

(くじによる落札者等の決定)

- 第17条 落札となるべき同価格の入札が2 第16条 管理者は、落札となるべき同価の - 入札が2人以上あるときは、直ちに当該入 札者にくじを引かせて落札者等を決定す る。この場合において、当該入札者のう ちくじを引かない者があるときは、これ に代えて当該入札事務に関係のない職員 にくじを引かせることができる。
  - 合においては、電子入札システムによる 電子くじをもって落札者等を決定するも のとする。

(落札者の決定通知)

第18条 落札者が決定したときは、その旨 | 第17条 管理者は、落札者が決定したとき は、その旨を当該落札者に通知(電子入札 の場合は、電子入札システムによる通知) しなければならない。

(落札者が契約を締結しないとき)

#### 第18条 [略]

2 前項の場合において、管理者は、地方公 2 前項の場合において、管理者は、全第2 1条の14第1項第9号及び第3項の規定によ り随意契約をすることができる。

#### (再度公告入札の公告期間)

第19条 管理者は、入札者若しくは落札者

(一般競争入札に関する規定の準用)

- 第20条 第2条から第4条及び第6条から第1 | 第20条 第2条及び第4条から第18条までの 8条までの規定は、指名競争入札の場合に ついて準用する。
- 2 指名競争入札に付するときは、第5条に 掲げる事項を入札期日(電子入札にあって は、入札期間の末日)の前日から起算して5 日前までに指名した者に通知しなければ ならない。ただし、急を要する場合におい ては、その期間を2日前までに短縮するこ とができる。
- 3 第5条第2項の規定は、前項の規定による 通知について準用する。

(指名競争入札参加者の指名)

第21条 「略]

(随意契約によることができる限度額等) 第22条 今第21条の14第1項第1号の規定に より定める額は、次の表の左欄に掲げる 契約の種類に応じ、それぞれ同表右欄に 定める額とする。

金額
50万円

2 令第21条の14第1項第3号及び第4号の規

がない場合、又は落札者が契約を締結し ない場合において、更に一般競争入札に 付そうとするときは、第3条第1項の規定 による公告の期間を5日前までに短縮す ることができる。

(一般競争入札に関する規定の準用)

規定は、指名競争入札の場合について準 用する。

(指名競争入札参加者の指名)

第21条 「略]

- 2 指名競争入札に付するときは、第3条に 掲げる事項を入札期日(電子入札にあっ ては、入札期間の末日)の前日から起算し て5日前までに指名した者に通知しなけ ればならない。ただし、急を要する場合 においては、その期間を2日前までに短縮 <u>することができる。</u>
- 3 第3条第2項の規定は、前項の規定による 通知について準用する。

(随意契約によることができる限度額) 第22条 [略]

契約の種類	金額	
(1) [略]		
(2)財産の買い入れ	80万円	
(3)~(6) [略]		

定により定める手続は、次に掲げるとお りとする。

- (1) 契約を締結する前において、契約内 容、契約の相手方の決定方法又は選定 基準、申請方法等を公表すること。
- (2) 契約を締結した後において、契約の 相手方となった者の名称、契約の相手 方とした理由等の契約の締結状況につ いて公表すること。

(予定価格の決定)

#### 第23条 [略]

- 2 第6条第1項及び第2項の規定は、随意契 2 第4条第1項及び第2項の規定は、随意契 約の予定価格について準用する。
- 3 [略]

(見積書の徴取)

- 第24条 随意契約によろうとするときは、2 第25条 [略] 人以上の者から見積書を徴さなければな らない。ただし、次の各号のいずれかに 該当するときは、1人の者から見積書を徴 することができる。
  - (1) 契約の性質又は目的により契約の 相手方が特定されるとき。

 $(2) \sim (3)$  [略]

2 「略]

(随意契約による特例)

#### (随意契約に係る公表)

- 第23条 令第21条の14第1項第3号及び第4 号の規定により定める手続は、次に掲げ るとおりとする。
  - (1) あらかじめ当該年度における契約 の発注の見通しを公表すること。
  - (2) 契約を締結する前において、契約 内容、契約の相手方(以下「契約者」 という。)の決定方法又は選定基準、 申請方法等を公表すること。
  - (3) 契約を締結した後において、契約 者となった者の名称、契約者とした理 由等の契約の締結状況について公表 すること。

(予定価格の決定)

#### 第24条 [略]

- 約の予定価格について準用する。
- 3 [略]

(見積書の徴取)

- (1) 契約の性質又は目的により契約者 が特定されるとき。
- $(2) \sim (3)$  [略]
- 2 「略]

第25条 契約履行中においてこれを解除し たため、その未納又は未済部分について 随意契約により行うときは、その契約金 額は当初の契約金額から履行済の金額を 控除した額を超えることができない。

(せり売り)

第26条 [略]

2 第2条、第5条、第7条から第10条、第15 2 第2条、第3条、第5条から第9条まで、第 条及び第16条の規定は、せり売りの場合に ついて準用する。

(契約締結の手続)

- 札決定の通知を受けた日から7日以内に 契約書を作成し、契約保証金を要するも のにあっては、同時にこれを納付しなけ ればならない。ただし、管理者がやむを 得ない理由があると認めるときは、この 期間を延長することができる。
- 2 「略]

(契約書の作成)

- 第28条 管理者は、契約を締結しようとす 第28条 「略」 るときは、次に掲げる事項を記載した契 約書を作成しなければならない。ただし、 契約の性質又は目的により該当のない事 項については、この限りでない。
  - $(1) \sim (2)$  [略]
  - (3) 履行期限又は履行期間
  - $(4) \sim (12)$  「略]

(契約書作成の省略)

第29条 管理者は、前条本文の規定にかか | 第29条 管理者は、前条本文の規定にかか わらず、次の各号のいずれかに該当する ときは、契約書の作成を省略することが できる。

(1) 契約金額が40万円以下の契約(廃棄 | (1) 契約金額が40万円以下の契約をす

(せり売り)

第26条 [略]

14条及び第15条の規定は、せり売りの場合 について準用する。

(契約締結の手続)

- 第27条 落札者は、第18条の規定による落 | 第27条 落札者は、第17条の規定による落 札決定の通知を受けた日から7日以内に 契約書を作成し、契約保証金を要するも のにあっては、同時にこれを納付しなけ ればならない。ただし、管理者がやむを 得ない理由があると認めるときは、この 期間を延長することができる。
  - 2 「略]

(契約書の作成)

- (1)~(2) [略]
- (3) 履行期限
- $(4) \sim (12)$  「略]

(契約書作成の省略)

- わらず、次の各号のいずれかに該当する ときは、契約書の作成を省略することが できる。ただし、建設業法(昭和24年法律 第100号)第19条、廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行令(昭和46年政令第300 号) 第6条の2第4号その他の法令の規定に より書面等によることが義務付けられて いる契約については、この限りでない。

物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号)第6条の2第4号 その他の法令の定めにより書面による 契約が義務付けられているものを除 く。)をするとき。

- $(2) \sim (5)$  「略]
- (6) 災害等で緊急を要するとき。
- (7) その他管理者が契約書の作成を要 しないと認めるとき。
- 2 [略]

(契約保証金)

- より定める契約保証金の額は、契約金額 の100分の10以上に相当する額とする。た だし、管理者は、次の各号のいずれかに 該当する場合においては、契約保証金の 全部又は一部の納付を免除することがで <u>き</u>る。
  - (1) 契約の相手方が、保険会社との間に 本局を被保険者とする履行保証保険契 約を締結したとき。
  - (2) 契約の相手方から委託を受けた保 険会社が、本局と工事履行保証契約を 締結したとき。
  - (3) 第2条第2項(第20条で準用する場合 を含む。第33条第2項第2号において同 じ。)の規定により定めた資格を有する 者と契約を締結する場合において、そ の者が過去2年の間に本局その他の官 公署とその種類及び規模をほぼ同じく する契約を2回以上にわたって締結し、 これらを全て誠実に履行し、かつ、契 約を履行しないこととなるおそれがな いと認められるとき。
  - (4) 法令に基づき延納が認められる場 合において、確実な担保が提供された とき。
  - (5) 物品を売り払う場合において、売払 代金が即納されるとき。

るとき。

(2)  $\sim$  (5) 「略]

2 [略]

(契約保証金)

第30条 施行令第167条の16第1項の規定に | 第30条 令第21条の15第1項の規定により 定める契約保証金の額は、契約金額の10 0分の10以上に相当する額とする。

- (6) 工事請負契約において、契約金額が 130万円以下のとき。
- (7) 随意契約を締結する場合において、 契約金額が70万円以下であり、かつ、 契約の相手方が契約を履行しないこと となるおそれがないとき。
- (8) 官公署と契約を締結するとき。
- (9) 委託契約を締結するとき。
- (10) 本局が土地又は建物を買い入れ、 又は借り入れる契約をするとき。
- (11) 土地、建物又は立木を売り払う場 合において、契約で契約保証金相当の 違約金について定めがあるとき。
- (12) 管理者が、契約の性質又は目的に より、前各号に準ずるものとして契約 保証金を納付させる必要がないと認め るとき。
- 2 契約保証金として有価証券等を提供す るときは、記名したものについては、売 却承諾書及び白紙委任状を添付させなけ ればならない。
- 2 施行令第167条の16第2項において準用 する施行令第167条の7第2項の規定によ り契約保証金の納付に代えて提供させる ことができる担保は、次の各号に掲げる ものとし、その担保の価値は、当該各号 に定めるとおりとする。
  - (1) 第6条第1項に規定するもの その 種類に応じ第7条各号に規定する金額
  - (2) 金融機関が発行する保証証書 そ の保証する金額
  - (3) 公共工事の前払金保証事業に関す る法律(昭和27年法律第184号)第2条第 4項の保証事業会社が発行する保証証 書 その保証する金額
- について準用する。
- 3 契約保証金は、契約履行後返還するもの 3 第6条第2項の規定は、契約保証金の担保 とする。ただし、契約履行の進度により 保証金の全部を留保する必要がないと認 めるときは、契約の相手方の請求により <u>その半額以下の額を還付</u>することができ る。
- 4 前項ただし書の規定により契約保証金 を還付する場合は、契約の履行が3分の2

- 以上の程度に達したものと認められるも のに限る。
- 5 返還する契約保証金には、利子を付けな V.
- 6 単価契約による契約を締結するときは、 前項までの規定を準用する。この場合に おいて、第1項本文中「契約金額の100分 の10以上の契約保証金」とあるのは「そ の都度管理者が定めた契約保証金」と読 み替えるものとする。

(契約保証金に代わる担保)

- 第31条 管理者が適当と認める契約保証金 の担保は、国債及び地方債のほか次に掲 げるものとする。
  - (1) 政府の保証する債券
  - (2) 銀行又は管理者が確実と認める金 融機関(出資の受入れ、預り金及び金利 等の取締りに関する法律(昭和29年法 律第195号) 第3条の金融機関をいう。以 下同じ。)が振り出し、又は支払保証を した小切手
  - (3) 銀行又は管理者が確実と認める金 融機関が引き受け、又は保証若しくは 裏書した手形
  - (4) 郵便為替証書及び銀行又は管理者 が確実と認める金融機関の定期預金証 書
  - (5) 管理者が確実と認める社債及び金 融機関の保証証書
  - (6) 公共工事の前払金保証事業に関す る法律(昭和27年法律第184号)第2条第 4項に規定する保証事業会社(以下「保 証事業会社」という。)の保証証書
  - (7) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央 金庫又は全国を地区とする信用金庫連 合会の発行する金融債

(契約保証金に代わる担保の評価)

第32条 契約保証金に代わる担保の評価 は、次の各号に掲げる担保について当該 各号に掲げるところによる。

- (1) 国債及び地方債 その債権金額
- (2) 政府の保証する債券、金融債及び管 理者が確実と認める社債 額面金額又 は登録金額(発行価額が額面金額又は 登録金額と異なるときは発行価額)の8 割に相当する金額
- (3) 銀行又は管理者が確実と認める金 融機関が振り出し、又は支払保証した 小切手 小切手金額
- (4) 銀行又は管理者が確実と認める金 融機関が引き受け、又は保証若しくは 裏書をした手形 手形金額(その手形 の満期の日が当該手形を提供した日の 1月後であるときは、提供した日の翌日 から満期の日までの期間に応じ当該手 形金額を一般の金融市場における手形 の割引率によって割引いた金額)
- (5) 郵便為替証書及び銀行の定期預金 証書 当該債権証書金額
- (6) 管理者が確実と認める金融機関の 保証証書 その保証する金額
- (7) 保証事業会社の保証証書 その保 証する金額

#### (契約保証金の免除)

- 第31条 管理者は、次の各号のいずれかに 該当する場合においては、契約保証金の 全部又は一部の納付を免除することがで きる。
  - (1) 契約者が、保険会社との間に本局を 被保険者とする履行保証保険契約を締 結したとき。
  - (2) 契約者から委託を受けた保険会社 が、本局と工事履行保証契約を締結し たとき。
  - (3) 第2条第2項(第20条で準用する場合 を含む。第33条第2項第2号において同 じ。)の規定により定めた資格を有する 者と契約を締結する場合において、そ

- の者が過去2年の間に本局その他の官 公署とその種類及び規模をほぼ同じく する契約を2回以上にわたって締結し、 これらを全て誠実に履行し、かつ、契 約を履行しないこととなるおそれがな いと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場 合において、確実な担保が提供された とき。
- (5) 物品を売り払う場合において、売払 代金が即納されるとき。
- (6) 工事請負契約において、契約金額が 130万円以下のとき。
- (7) 随意契約を締結する場合において、 契約金額が70万円以下であり、かつ、 契約者が契約を履行しないこととなる おそれがないとき。
- (8) 官公署と契約を締結するとき。
- (9) 委託契約を締結するとき。
- (10) 本局が土地又は建物を買い入れ、 又は借り入れる契約をするとき。
- (11) 土地、建物又は立木を売り払う場 合において、契約で契約保証金相当の 違約金について定めがあるとき。
- (12) 管理者が、契約の性質又は目的に より、前各号に準ずるものとして契約 保証金を納付させる必要がないと認め <u>るとき。</u>

(契約保証金の返還)

- 第32条 契約保証金は、契約者が契約を履 行したとき、又は契約者の責めに帰すべ き理由によらないで契約を解除したとき に返還するものとする。
- 2 契約保証金には、利子を付さない。 (契約保証人)
- があると認めるときは、契約者(工事の請 負契約及び建設工事に係る測量、調査、 設計等の業務の委託契約に係る契約者を

(契約保証人)

第33条 管理者は、契約の締結に際し必要 第33条 管理者は、契約の締結に際し必要 があると認めるときは、契約の相手方(工 事の請負契約及び建設工事に係る測量、 調査、設計等の業務の委託契約に係る契|

約の相手方を除く。以下この条において | 同じ。)に契約保証人を立てさせることが できる。

- 2 前項の契約保証人は、次に掲げる要件を 12 「略] 備えた者でなければならない。
  - (1) 契約の相手方に代わって契約を履 行し得る者であること。
  - (2) 「略]
- 3 管理者は、契約の相手方がその責めに記 3 管理者は、契約者がその責めに帰すべき すべき理由により、履行期限までに契約 を履行せず、又は履行の見込みがないと 認められるときその他契約に違反したと きは、契約保証人に対して書面により、 契約を履行することを請求することがで きる。この場合において、契約の相手方 に対しても書面により通知しなければな らない。

(物件の瑕疵)

目的物に隠れた瑕疵があるときは、当該 目的物の引渡し後1年間担保の責めを負 わなければならない。ただし、契約で特し 別の定めをしたときは、当該契約による ものとする。

#### 2 [略]

(権利義務の譲渡等の禁止)

第35条 契約の相手方は、管理者の書面に よる承諾を受けないで契約によって生ず る権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し 付け、若しくは担保に供し、又はその履 行を委任し、若しくは請け負わせてはな らない。

#### 2~3 「略]

(契約期限又は期間の延長)

第36条 契約の相手方は、天災その他やむ | 第36条 契約者は、天災その他正当な理由 を得ない事由によって契約期限内又は期 間内に義務を履行することができないと きは、事前にその事由を記す書面をもっし て期限又は期間の延長を願い出ることが |

除く。以下この条において同じ。)に契約 保証人を立てさせることができる。

- (1) 契約者に代わって契約を履行し得 る者であること。
- (2) 「略]
- 理由により、履行期限までに契約を履行 せず、又は履行の見込みがないと認めら れるときその他契約に違反したときは、 契約保証人に対して書面により、契約を 履行することを請求することができる。 この場合において、契約者に対しても書 面により通知しなければならない。

(物件の瑕疵)

第34条 契約の相手方は、引渡しを行った | 第34条 契約者は、引渡しを行った目的物 に隠れた瑕疵があるときは、当該目的物 の引渡し後1年間担保の責めを負わなけ ればならない。ただし、契約で特別の定 めをしたときは、当該契約によるものと する。

#### 2 [略]

(権利義務の譲渡等の禁止)

第35条 契約者は、管理者の書面による承 諾を受けないで契約によって生ずる権利 又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、 若しくは担保に供し、又はその履行を委 任し、若しくは請け負わせてはならない。

#### 2~3 「略]

(履行期限の延長)

より履行期限までに契約を履行すること ができないときは、事前にその事由を記 す書面をもって履行期限の延長を管理者 に申請することができる。

できる。この場合において、延長の日時 は協議して定める。

(局の都合による契約の解除等)

#### 第37条 「略]

2 前項の規定により契約を解除し、又は履 2 前項の規定により契約を解除し、又は履 行を中止させた場合において、これによ り契約の相手方に損害を及ぼしたとき は、その損害を賠償するものとする。こ の場合において、損害賠償の額は、管理 者が契約の相手方と協議して定める。

#### (遅延損害金)

第38条 管理者は、契約の相手方の責めに 第38条 管理者は、契約者の責めに帰すべ 帰すべき事由により履行期限までに契約 の履行を完了することができない場合に おいて、契約の相手方の義務の履行を認 めるときは、契約の相手方から遅延損害 金を徴収するものとする。ただし、特別 の事由があると認めるときは、その全部 又は一部を免除することができる。

#### 2~3 [略]

(違約金等の徴収方法)

第38条の2 管理者は、契約の相手方から違 第38条の2 管理者は、契約者から違約金、 約金、損害金又は賠償金を徴収する場合 において、当該契約の契約保証金が納付 されているとき、又は当該契約に係る本 局の債務があるときは、これを相殺する ものとし、なお不足があるときは追徴す るものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

- 第40条 管理者は、契約の相手方が次の各 号のいずれかに該当する場合において は、契約を解除し、本局が受けた損害の 賠償を請求することができる。
  - (1) 義務履行の着手を故なく遅延した

2 管理者は、前項の規定による申請があっ た場合は、その事実を審査し、正当な理 由があると認めるときは、契約者と協議 して延長後の履行期限の日付等を定める ものとする。

(局の都合による契約の解除等)

#### 第37条 「略]

行を中止させた場合において、これによ り契約者に損害を及ぼしたときは、その 損害を賠償するものとする。この場合に おいて、損害賠償の額は、管理者が契約 者と協議して定める。

#### (遅延損害金)

き事由により履行期限までに契約の履行 を完了することができない場合におい て、契約者の義務の履行を認めるときは、 契約者から遅延損害金を徴収するものと する。ただし、特別の事由があると認め るときは、その全部又は一部を免除する ことができる。

#### 2~3 「略]

(違約金等の徴収方法)

損害金又は賠償金を徴収する場合におい て、当該契約の契約保証金が納付されて いるとき、又は当該契約に係る本局の債 務があるときは、これを相殺するものと し、なお不足があるときは追徴するもの とする。

#### (契約の解除及び損害賠償)

- |第40条 管理者は、契約者が次の各号のい ずれかに該当する場合においては、契約 を解除し、本局が受けた損害の賠償を請 求することができる。
  - (1) 正当な理由がないのに契約の着手

とき。

- (2) 義務を履行しないとき又は履行の 見込がないと認められるとき。
- (3) 契約の締結又は義務の履行につい て不正行為があったとき。
- (4) 施行令第167条の4の規定に反する に至ったとき。
- (5) 検査、監督に際し係員の指揮監督に 従わず、又は職務の執行を著しく妨げ たとき。
- (6) この規程又は契約条項に違反した とき。
- は、その契約保証金は本局に帰属する。

3~5 [略]

6 管理者は、第1項の規定により契約を解 除するときは、契約の相手方に書面をも って通知しなければならない。

期日を経過しても履行に着手しないと き。

- (2) 正当な理由がないのに管理者の指 示監督に従わないとき。
- (3) 契約期間内に契約を履行しないと き、又は明らかに履行する見込みがな いと認められるとき。
- (4) 第41条の規定によらないで契約の 解除を申し出たとき。
- (5) その他契約に違反し、その違反によ り契約の目的を達することができない と認められるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合 | 2 前項の規定により契約を解除したとき は、契約保証金は、本局に帰属する。こ の場合において、契約保証金の納付が免 除されている契約であるときは、契約金 額の100分の10以上に相当する額を損害 賠償金として請求するものとする。

3~5 「略〕

#### (契約解除の通知)

- 第40条の2 管理者は、第37条第1項又は第4 0条第1項の規定により契約を解除すると きは、その旨を書面により契約者に通知 するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理者は、契 約者が前項の書面の受領を拒み、又は所 在不明のため通知することができないと きは、那覇市公報に登載し、又は局前の 掲示場に掲示する方法により公告するこ とで前項の規定による通知に代えること ができる。この場合において、当該公告 の日から7日を経過した時に当該通知が 契約者に到達したものとみなす。

(契約者の解除権)

(契約の相手方の解除権)

れかに該当する場合は、契約を解除する ことができる。

 $(1) \sim (4)$  「略]

- 2 [略]
- 3 契約の相手方は、前項の規定により契約 を解除するときは、書面をもって管理者 に通知しなければならない。

(契約解除の場合の原状回復等)

- 局の貸与物、支給材料その他物件がある ときは、契約の相手方は、管理者の指示 に従い、これを本局に返還しなければな らない。
- 2 前項の場合において、契約の相手方の物 2 前項の場合において、契約者の物件その 件その他本局が返還を受けることを要し ない物件があるときは、契約当事者が協 議して定めた期間内にこれを引き取り、 その他原状回復をするものとする。ただ し、原状回復の必要がないときはこの限 りでない。
- 3 管理者は、前項の場合において、契約の 相手方が正当な事由がなく一定の期間内 に物件の引き取りその他原状回復を行わ ないときは、契約の相手方に代わりその 物件を処分することができる。この場合 において、契約の相手方は、その処分方 法について審査請求ができず、これに要 した費用を負担しなければならない。

(監督又は検査)

査は、管理者が命じた職員又は施行令第1 67条の15第4項の規定により委託を受け た者(以下監督を命ぜられた者を「監督 員」、検査を命ぜられた者を「検査員」と いう。)がこれを行うものとする。

(監督員の一般的職務)

設計書に基づき、当該契約の履行に必要 な細部設計図、原寸図等の作成をし、又一

第41条 契約の相手方は、次の各号のいず | 第41条 契約者は、次の各号のいずれかに 該当する場合は、契約を解除することが できる。

 $(1) \sim (4)$  「略]

2 「略]

(契約解除の場合の原状回復等)

- 第42条 契約を解除した場合において、本 | 第42条 契約を解除した場合において、本 局の貸与物、支給材料その他物件がある ときは、契約者は、管理者の指示に従い、 これを本局に返還しなければならない。
  - 他本局が返還を受けることを要しない物 件があるときは、契約当事者が協議して 定めた期間内にこれを引き取り、その他 原状回復をするものとする。ただし、原 状回復の必要がないときはこの限りでな V.

(監督又は検査)

第43条 法第234条の2第1項の監督又は検 | 第43条 法第234条の2第1項の監督又は検 査は、管理者が命じた職員が行うものと する。

(監督員の一般的職務)

第44条 監督員は、契約に係る仕様書及び | 第44条 監督員(施行令167条の15の規定に よる監督を行う者をいう。以下同じ。) は、契約に係る仕様書及び設計書に基づ は契約の相手方が作成したこれらの書類 を審査し、承認するものとする。

- 工程の管理、履行途中における工事、製 造等に使用する材料の試験若しくは検査 等の方法により監督をし、又は契約の相 手方に必要な指示をするものとする。
- 3 「略]
- 約の相手方の業務を不当に妨げることの ないようにしなければならない。
- 5 監督員は、監督の実施に当たって知り得 5 監督員は、監督の実施に当たって知り得 た契約の相手方の業務上の秘密に属する 事項を他に漏らしてはならない。その職 を退いた後も、同様とする。

(契約事項完了の届出)

第44条の2 契約の相手方は、契約事項の完 | 第44条の2 契約者は、契約事項の完了又は 了又は契約の目的物の一部納入(工事に あっては、一部完成)したときは、直ちに その旨を書面により管理者に届出なけれ ばならない。

(検査員の一般的職務)

第45条 検査員は、工事又は製造その他に ついての請負契約に係る給付の完了の確 認(給付の完了前に代価の一部を支払う 必要がある場合において行う工事若しく は製造の既済部分又は物件の既納部分の 確認を含む。以下同じ。)のため、契約書、 仕様書、設計書その他の関係書類に基づ き、かつ、必要に応じ当該請負契約に係 る監督員の立会いを求め、当該給付の内 容について検査するものとする。

#### 2~3 「略]

4 検査員は、第1項又は第2項の規定による 検査の実施に当たっては、契約の相手方 又はその代理人の立会いを求めなければ |

- き、当該契約の履行に必要な細部設計図、 原寸図等の作成をし、又は契約者が作成 したこれらの書類を審査し、承認するも のとする。
- 2 監督員は、契約の履行について、立会い、 2 監督員は、契約の履行について、立会い、 工程の管理、履行途中における工事、製 造等に使用する材料の試験若しくは検査 等の方法により監督をし、又は契約者に 必要な指示をするものとする。
  - 3 「略]
- 4 監督員は、監督の実施に当たっては、契 4 監督員は、監督の実施に当たっては、契 約者の業務を不当に妨げることのないよ うにしなければならない。
  - た契約者の業務上の秘密に属する事項を 他に漏らしてはならない。その職を退い た後も、同様とする。

(契約事項完了の届出)

契約の目的物の一部納入(工事にあって は、一部完成)したときは、その旨を書面 により管理者に届出なければならない。

#### (検査員の一般的職務)

第45条 検査員(施行令167条の15の規定に よる検査を行う者をいう。以下同じ。) は、工事、製造その他の請負契約に係る 給付の完了の確認(給付の完了前に代価 の一部を支払う必要がある場合において 行う工事若しくは製造の既済部分又は物 件の既納部分の確認を含む。以下同じ。) のため、契約書、仕様書、設計書その他 の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ 当該請負契約に係る監督員の立会いを求 め、当該給付の内容について検査するも のとする。

#### 2~3 「略]

4 検査員は、第1項又は第2項の規定による 検査の実施に当たっては、契約者又はそ の代理人の立会いを求めなければならな ならない。ただし、物品の購入に係る検し 査については立会いを省略することがで | きる。

#### 5 [略]

(検査結果の報告)

項の規定による検査を終了したときは、 その結果を検査報告書により管理者に報 告しなければならない。ただし、契約金 額が40万円以下の場合、又は物品の購入 若しくは修理の場合は、当該請求書に検 査した職員の検査済みの表示をもって検 査報告書に代えることができる。

#### 2 [略]

(工事材料の検査)

#### 第46条 [略]

(値引き採用)

第47条 管理者は、契約の相手方が提供し 第48条 管理者は、契約者が提供した履行 た履行の目的物に軽易な不備がある場合 <u>において</u>、使用上支障がないと認めると きは、これに相当する値引きを求めた上 でこれを採用することができる。

(監督員と検査員の職務の兼職禁止)

#### 第48条 [略]

(監督又は検査の委託)

- 項の規定により、当該契約に係る監督又 は検査を本局の職員以外の者に委託して 行わせる場合には、委託契約書を作成す るものとする。
- 2 管理者は、前項の規定により、監督又は 検査を委託して行わせる場合において は、委託を受けた者をして、当該監督又 は検査の結果を記載した書面を作成さ せ、その結果を確認しなければならない。 (仕様書に違反したときの処置)

第50条 完了検査に当たり仕様書に違反す

い。ただし、物品の購入に係る検査につ いては立会いを省略することができる。

#### 5 [略]

(検査結果の報告)

第45条の2 検査員は、前条第1項又は第2 第46条 検査員は、前条第1項又は第2項の 規定による検査を終了したときは、その 結果を検査報告書により管理者に報告し なければならない。ただし、那覇市上下 水道局会計規程(平成26年那覇市上下水 道局規程第6号)第88条第1項及び第2項の 規定により各課長において物品を購入し た場合は、支払伝票に所要事項を記載し、 かつ、押印することをもって検査報告書 に代えることができる。

#### 2 「略]

(工事材料の検査)

#### 第47条 [略]

(減価採用)

の目的物に僅少の不備の点があっても、 使用上支障がないと認めるときは、相当 額を減価して採用することができる。

(監督員と検査員の職務の兼職禁止)

#### 第49条 [略]

(監督又は検査の委託)

第49条 管理者は、施行令第167条の15第4 第50条 管理者は、施行令第167条の15第4 項の規定により、職員以外の者に監督又 は検査を委託した場合においては、委託 を受けた者から監督又は検査の結果につ いて報告書等を徴さなければならない。

る事実が認められるときは、契約の相手 方にその修正をさせなければならない。 この場合においてその費用は、契約の相 手方の負担とする。

(目的物の引渡しの完了)

#### 第51条 「略]

- 物の引渡しは、引渡場所において検査に 合格したときをもって完了する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第55条の規 3 前2項の規定にかかわらず、第57条の規 定により契約の相手方の既納部分又は既 済部分の代価の金額を支払った場合及び 第57条の規定により部分払をした場合 は、その履行高部分は前項の引渡前であ っても、直ちに本局に移転するものとす る。第60条の規定による持込材料に対す る代価の支払をした場合にその相当部分 についても、また同様とする。
- 材料の所有権が本局に移転した場合であ っても、契約の相手方は契約の目的であ る物件の全部の引渡しが完了するまでは 当該物件について危険を負担するものと する。

#### (支払の原則)

規程に定めるもののほか那覇市上下水道 局会計規程(平成26年那覇市上下水道局 規程第6号)の定めるところによる。

(契約代金の支払)

<u>手方の</u>請求により、所定の手続に従い契 約代金の支払を行うものとする。

(前金払)

第55条 管理者は、<u>令第21条の7第3号の規</u> | 第55条 管理者は、<u>前金払(令第21条の7第3</u> 定により前金で支払をしなければ契約し 難い請負、買入れ又は借入れをするとき は、契約の相手方をして連帯保証人を立 て、又は代用物件を提供させるものとす

(目的物の引渡し)

#### 第51条 「略]

- 2 物件の製造、購入及び修繕における目的 2 物件の製造、買入れ及び修繕における目 的物の引渡しは、引渡場所において検査 に合格したときをもって完了する。
  - 定により部分払をした場合は、その履行 高部分は前項の引渡前であっても、直ち に本局に移転するものとする。第60条の 規定による持込材料に対する代価の支払 をした場合にその相当部分についても、 また同様とする。
- 4 前項の規定により履行高部分又は持込 4 前項の規定により履行高部分又は持ち 込み材料の所有権が本局に移転した場合 であっても、契約者は契約の目的である 物件の全部の引渡しが完了する前に生じ た損害は、契約者の負担とする。ただし、 契約において特別の定めがあるときは、 この限りでない。

(支払の原則)

第52条 契約代金の支払については、この 第52条 契約代金の支払については、この 規程に定めるもののほか那覇市上下水道 局会計規程の定めるところによる。

#### (契約代金の支払)

第54条 検査に合格したときは、契約の相 第54条 検査に合格したときは、契約者の 請求により、所定の手続に従い契約代金 の支払を行うものとする。

#### (前金払の際の保証人等)

号の前金払をいう。以下同じ。)をする旨 の約定をしようとするときは、施行令附 則第7条の規定による前金払をする場合 を除き、連帯保証人(施行令第167条の4 <u>る。</u>ただし、その必要がないと認めると きは、この限りでない。

- 2 管理者は、前項の連帯保証人が不適当で あると認めるときは、これを変更させる ことができる。
- 3 管理者は、契約の相手方が第1項に定め る連帯保証人を定めず、又は前項に定め る連帯保証人の変更に応じないときは、 前金払をしてはならない。

(前払金の返環)

- るとき又は契約の相手方の責めに帰すべ き事由により契約の履行が著しく遅延し たと認めるときは、契約の相手方に前払 金を返還させなければならない。
- 2 「略]
- しない場合には、契約の相手方が提供し た代用物件があるときはこれを処分して 返還金に充当し、なお、不足があるとき は、これを追徴する。

(部分払)

- があった場合には、工事若しくは製造の 既済部分又は物件の既納部分に対し、財 政経理上支障がなく、かつ、適当と認め たものに限り完成又は完納前に契約代金 の一部を支払うこと(以下「部分払」とい う。)ができる。
- 造その他についての請負契約にあっては 70万円以上、物件の買入れ契約にあって は40万円以上で、かつ、当該既済部分又 は既納部分に対する代価が契約金額の10 分の3を超えた場合において、これを行う ことができる。ただし、管理者が特に必し 要と認めた場合は、この限りでない。

各項の規定に該当せず、かつ、保証能力 が確実な者に限る。)を立てさせ、又は前 金払の額に相当する担保を提供させなけ ればならない。ただし、その必要がない と認められる場合は、この限りでない。

(前払金の返還)

- 第56条 管理者は、契約の解除を必要とす | 第56条 管理者は、契約の解除を必要とす るとき又は契約者の責めに帰すべき事由 により契約の履行が著しく遅延したと認 めるときは、契約者に前払金を返還させ なければならない。
  - 2 「略]
- 3 管理者は、契約の相手方が前払金を返還 | 3 管理者は、契約者が前払金を返還しない 場合には、契約者が提供した代用物件が あるときはこれを処分して返還金に充当 し、なお、不足があるときは、これを追 徴する。

(部分払)

- 第57条 管理者は、契約の相手方から請求 | 第57条 管理者は、契約者から請求があっ た場合には、工事若しくは製造の既済部 分又は物件の既納部分に対し、完済前又 は完納前に契約代金の一部を支払うこと (以下「部分払」という。)ができる。
- 2 前項の規定による部分払は、工事<u>又は製</u> 2 前項の規定による部分払は、工事<u>、製造</u> その他の請負契約にあっては70万円以 上、物件の買入れ契約にあっては40万円 以上で、かつ、当該既済部分又は既納部 分に対する代価が契約金額の10分の3を 超えた場合において、これを行うことが できる。ただし、管理者が特に必要と認 めた場合は、この限りでない。

(部分払の確認)

#### 第58条 [略]

- 2 前項の場合における支払は、同項の規定 2 前項の場合における支払は、同項の規定 による調書に基づかなければ、これをす ることはできない。ただし、物品の購入 については、当該請求書に検査員の検査 済の証明をもって調書に代えることがで きる。
- 3 第1項の場合における支払金額は、工事 3 第1項の場合における支払金額は、工事、 又は製造についてはその既済部分に対す る代価の10分の9、物件の購入については その既納部分に対する代価を超えること ができない。ただし、継続事業等で年度 末に部分払をする場合又は性質上分割計 算のできる場合は、その既済部分の代価 の全額までを支払うことができる。
- 4 [略]
- 5 前4項の規定は、工事又は製造以外の契 約の一部の履行に対して支払をする場合 に準用する。

(部分払の回数)

- 第59条 部分払ができる回数は、次の制限 | 第59条 [略] による。ただし、物件の買入れ契約にあ っては、3回以内とする。
  - $(1) \sim (4)$  「略]
  - (5) 契約金額7,000万円を超えるときは 7,000万円を増す毎に1回を加える。

(不可抗力による損害)

第61条 管理者は、契約の相手方が天災そ の他避けることのできない災害により既 済部分又は検査済持込材料に損害を受け た場合は、損害の程度によりその一部を 補償することができる。ただし、契約の 相手方の故意又は過失により損害を受け たものと認めた場合は、この限りでない。

(部分払の確認)

#### 第58条 「略]

- による調書に基づかなければ、これをす ることはできない。ただし、物品の購入 については、検査員の検査済の証明をも って調書に代えることができる。
- 製造その他の請負契約はその既済部分に 対する代価の10分の9、物件の買入れ契約 はその既納部分に対する代価を超えるこ とができない。ただし、継続事業等で年 度末に部分払をする場合又は性質上分割 計算のできる場合は、その既済部分の代 価の全額までを支払うことができる。

4 「略]

(部分払の回数)

(1)~(4) [略]

(5) 契約金額7,000万円を超える場合 5回に7,000万円を増すごとに1回を加 えた回数以内

(不可抗力による損害)

第61条 管理者は、契約者が天災その他避 けることのできない災害により既済部分 又は検査済持込材料に損害を受けた場合 は、損害の程度によりその一部を補償す ることができる。ただし、契約者の故意 又は過失により損害を受けたものと認め た場合は、この限りでない。

#### 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 条名等「~」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

**那覇市上下水道局規程第2号** 令和2年1月31日 公 布 済

那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者上下水道局長 上地 英之

#### 那覇市水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市水道給水条例施行規程(平成10年那覇市水道局規程第2号)の一部を次のように改 正する。

#### 改正前

#### (小規模貯水槽水道の管理等)

- 第27条 条例第39条第2項の規定による簡 易専用水道以外の貯水槽水道(以下「小規 模貯水槽水道」という。)の管理及び管理 の状況に関する検査の受検は、次に定め るところによるものとする。ただし、小 規模貯水槽水道の利用者、利用の形態等 を勘案した上で、管理者が特に認めるも のについては、この限りでない。
  - (1) 小規模貯水槽水道は、次に掲げる基 準に従い、管理すること。
    - ア 水槽の掃除は、1年以内ごとに1回、 <u>定期に、管理者</u>が認めるものにより 行うこと。

イ~エ 「略]

(2) 前号ウの規定にかかわらず、1年以 内ごとに1回、定期に、法第34条の2第2 項に規定する地方公共団体の機関若し くは厚生労働大臣の指定する者又は管 理者が認めるものによる給水栓におけ る水の色、濁り、臭い、及び味に関す る検査並びに残留塩素の有無に関する 検査を受けること。

#### 改正後

(小規模貯水槽水道の管理等)

- 第27条 条例第39条第2項の規定による簡 易専用水道以外の貯水槽水道(以下「小規 模貯水槽水道」という。)の管理及び管理 の状況に関する検査は、次に定めるとこ ろによるものとする。ただし、小規模貯 水槽水道の利用者、利用の形態等を勘案 した上で、管理者が特に認めるものにつ いては、この限りでない。
  - (1) 「略]
    - ア 水槽の掃除は、毎年1回以上定期に 管理者が認めるものにより行うこ と。

イ~エ 「略]

(2) 前号ウの規定にかかわらず、毎年1 回以上定期に、法第34条の2第2項に規 定する地方公共団体の機関若しくは厚 生労働大臣の指定する者又は管理者が 認める者による給水栓における水の 色、濁り、臭い、及び味に関する検査 並びに残留塩素の有無に関する検査を 受けること。

#### 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改 める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

### 上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 31 号 令和2年1月30日 掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第10条第4号に基づき、次のとおり異動があるの で告示する。

> 那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 上地 英之

指定(登録)番号 第 358 号

指定工事店名 有限会社サン冷熱

沖縄県那覇市字大道 172 番地 308 号 営業所所在地

代表者氏名 中村 健也

有効期間 自 平成31年4月1日

至 令和6年3月31日

異動年月日 令和2年1月17日 異動事由 営業所所在地の変更

> 那覇市上下水道局告示第 32 号 令和2年1月30日 掦 示 涾

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市排水設備指定工事店規程第10条第2号に基づき、次のとおり指定工事店を 取り消すので告示する。

> 那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 上地 英之

指定(登録)番号 第 481 号

指定工事店名 サンリフォーム沖縄

営業所所在地 沖縄県中頭郡西原町字内間 111-2

代表者氏名 呉屋 光一

取消日 令和2年1月24日 取消理由 責任技術者不在のため

監査委員公表

那監公表第7号 令和2年2月17日

那覇市監査委員 久場健護

同 宮里善博

同 宮城 哲

同 古堅茂治

令和元年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について(公表)

令和元年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じ た措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、 那覇市長、那覇市教育委員会教育長及び那覇市選挙管理委員会委員長から通知があ ったので、別添のとおり公表します。

#### 令和元年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について

#### I 経済観光部

#### 1 商工農水課

#### (1) 収入未済額の繰越について(注意事項)

ITインキュベート施設使用料(滞納繰越分)、沖縄県雇用再生特別事 業費返還金及びインキュベート施設光熱水費実費徴収金(滞納繰越分) の歳入科目の繰越調定額は前年度の収入未済額と同額とすべきところ、 事務処理の誤りにより同額になっていない。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは直ち に予算科目別に調定をしなければならない旨定め、又同規則第 41 条では 収入未済額は翌年度の調定額に繰り越さなければならない旨定めている。 収入未済額の繰越に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理 を行われたい。

#### □ 注意事項に関する措置

今回の注意事項については、繰越調定の段階で金額に誤りが発覚し、 精査の上で、納付前に調定額の減額修正が行われていたものです。今後 は、日計明細表を随時確認して歳入を把握し、調定額について複数の職 員で確認を行うことで、翌年度繰り越しも含めて適正に事務処理を行う よう努めます。

#### (2) 委託契約事務について(注意事項)

平成 30 年度市民農園し尿汲取清掃業務委託において、平成 30 年 5 月 28 日に委託期間を平成 30 年 5 月 30 日から平成 31 年 3 月 31 日までとす る契約締結についての起案を行い、5月30日に決裁し、同日に当該契約 を締結している。

しかしながら、契約締結前の5月29日から受託者に清掃業務を開始さ せている。

地方自治法第 234 条第5項は、地方公共団体が契約書を作成する場合 においては、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しない旨定 めており、契約事務を計画的に行うとともに、契約締結後に委託業務を 開始させるべきであった。

委託契約に際しては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めら れたい。

#### □ 注意事項に関する措置

委託契約事務を行う際は、関係法令等を入念に確認し、今後は契約締 結前に業務を開始させることのないよう、計画的に契約事務を進めるよ う努めます。

また、同様の事項が起きないように職員への周知徹底を図ります。

#### (3) セミナー開催に係る業務委託について(是正事項)

IT キャリア形成動機付け支援事業は、那覇市 IT インキュベート施設 運営事業のうち、「情報通信技術分野での人材育成及びその支援」に基 づき、情報通信産業の次世代を担う若年層に対し、将来のキャリア形成 に向けた動機付けを行うことを目的に委託金額49万9,932円で事業を委 託実施、5 回のセミナーで 1 回当たり 20 人以上とし通算で 120 人以上の 参加を目標とした。

しかしながら、5回開催されたセミナーの参加人数の合計は3人にと どまり、当初の目標を大きく下回った。

地方自治法第2条第14項は、地方公共団体は、最少の経費で最大の効 果を挙げるようにしなければならない旨定めている。

セミナー開催等の業務委託をする場合においては、成果があがるよう 効果的な開催時期、場所、方法等を十分に検討されたい。

#### □ 是正事項に関する措置

今後は、同様のセミナー等を企画する場合、実施時期については、可 能な限り事前に情報提供等を行い、教育委員会等と綿密な調整の上で設 定したいと考えております。

#### 2 なはまち振興課

#### (1) 歳入の調定漏れについて(注意事項)

市場使用料及び電気水道料相当損害金(滞納繰越分)については、前年 度の収入未済額86万5,563円の調定が漏れていた。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは直ちに 予算科目別に調定をしなければならない旨定め、又同規則第41条では収 入未済額は翌年度の調定額に繰り越さなければならない旨定めている。

歳入の調定事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を 行われたい。

#### □ 注意事項に関する措置

担当者の財務会計に対する理解を深めるため財務会計の研修をグルー プ長と共に受講させ、マニュアルを作成し、市場管理グループ年間業務 スケジュール等に当該業務を記載、業務管理を徹底することで再発防止 に努めます。

#### Ⅱ 生涯学習部

#### 1 生涯学習課

#### (1) 給付型奨学金事業について(要望事項)

給付型奨学金事業は、成績優秀で修学する意欲があるにもかかわらず、 経済的な理由で大学等への進学が困難な者に対して奨学金を給付するこ

とを目的に、平成30年度から実施している事業である。

平成30年度の奨学金(補助金)の当初予算額1,002万円は、県内の各 大学等の入学金、施設整備費及び授業料に相当する経費を参考に一人あた りの予算上限額を 100 万 2.000 円として 10 名分で積算したものであるが、 その後、12月初旬時点において不用が見込まれた 194万 4,000 円を減額 補正している。

結果として、応募者32名中7名に対して364万円の給付を行ったもの の、予算現額807万6,000円に対する執行率は45.1%にとどまっている。

多額の不用が生じた要因は、那覇市奨学金給付要綱上、奨学生候補者を 選考決定した後、当該候補者の中から奨学生として認定を受けた者のみに 給付することになっていること、実際に大学等に支払った入学金、施設整 備費及び授業料と予算上限額との差額があったこと並びに大学等から減 免を受けたことにより、給付額の減額があったことなどによるものである。

給付型奨学金事業の目的からすると、奨学生候補者の決定等に当たって は、制度の基準ないし手続き等を工夫することにより、一人でも多くの学 生に奨学金を給付できるようにすることを要望する。

#### □ 要望事項に関する措置

給付型奨学金事業の目的に沿うよう制度や手続きについて引き続き検 討してまいります。

#### 2 市民スポーツ課

#### (1) 契約事務について(注意事項)

奥武山野球場ラバーフェンス修繕の契約について、1塁側は履行期間を 平成30年10月25日から同年11月16日までとして、又3塁側は履行期間を平 成30年12月4日から同年12月25日までとして、それぞれ契約金額129万 9,240円で、那覇市契約規則第20条第1号に基づき随意契約により契約を締 結している。

これは、契約事務が遅れたことにより年明けに始まるプロ野球選手の自 主トレーニングやキャンプに当該修繕を間に合わせる必要があったため、 資材調達が間に合う1塁側の修繕契約を先に締結し、その後3塁側の修繕 契約を締結したとのことであるが、契約事務を計画的に行えば、これらの 契約を1件の契約として競争入札の方法により締結することができたと思 われる。

契約事務については、計画的に行うとともに関係法令等を遵守し、適正 な事務処理に努められたい。

#### □ 注意事項に関する措置

今回の注意事項を踏まえ、年度当初に契約事務の執行計画を作成し、人 事評価面談等の機会を活用して、担当者及び決裁者にて当該計画の進捗管 理を行うことといたします。

今後は、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

#### (2) 指定管理者を置く施設における備品の管理について(注意事項)

那覇市民体育館における重要備品「移動式電光表示装置」が既に廃棄処 分されているにもかかわらず、那覇市体育施設の管理運営に関する基本協 定書第11条に基づく指定管理者と所管課との連絡が適切に行われておらず、 備品台帳に記載されたままとなっていた。

指定管理者を置く施設においては、少なくとも指定管理の開始時及び終 了時には備品と台帳が一致している必要がある。

那覇市物品会計規則第25条第2項は、物品管理者は、備品台帳を備え、 備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

指定管理者を置く施設における備品の管理について、当該規則を遵守し、 適正な事務処理に努められたい。

#### □ 注意事項に関する措置

指定管理者を置く施設において、備品の廃棄処分等を行う際には指定管 理者と連絡を行い、適切な台帳の整理を行います。また、指定管理の開始 時及び終了時には、備品と備品台帳が一致していることを当課及び指定管 理者の双方で確実に確認することといたします。今後は、那覇市物品会計 規則を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

なお、既に廃棄を行っていた「移動式電光表示装置」につきましては、 令和元年10月15日に備品台帳における廃棄の事務手続きを終了しており ます。

#### Ⅲ 学校教育部

#### 1 学務課

#### (1) 交付金請求に係る事業成果報告の一部積算漏れについて(是正事項)

小学校入学準備金支給事業は、「沖縄県子どもの貧困対策推進交付金」 を財源としており、事業の終了後には、当該事業に係る歳入のとりまとめ 課(子育て応援課) へ事業概要報告を行っているが、補助対象となる事業 費の一部の積算を漏らし、漏れに係る交付金1,519万4,000円を沖縄県か ら受けることができなかった。

事業成果報告に当たっては、積算漏れがないよう適切な財務管理に努め られたい。

#### □ 是正事項に関する措置

当該是正事項については、課内での確認作業が不十分であったため発生 したものです。

このようなことが起こらないための事務改善として、1 名で行っていた 確認作業を複数名で行うことにより、チェック体制の強化を図りました。 また、事業の執行や事業成果報告に当たっては、とりまとめ課との連携 強化を図り、積算漏れがないよう適切な財務管理に努めてまいります。

#### 2 学校給食課

#### (1) 業務委託契約における予算措置及び遡及押印について(注意事項)

次期システム導入までの旧栄養価計算システムに係る保守業務委託契約については、予算の計上漏れによる使途変更(平成30年4月19日付け 決裁)の後、同年4月1日付け公印を遡及押印している。

地方自治法第232条の3は、地方公共団体は、予算の定めるところに従い契約をしなければならない旨定め、同法第234条第5項は、地方公共団体が契約書を作成する場合においては、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しない旨定めている。

予算措置がなく、かつ、契約日を遡及しての押印は、不適正であると言 わざるを得ない。

契約締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### □ 注意事項に関する措置

今回の注意事項については、職員の人事異動時における事務引継の不徹底、連絡不足に起因して発生したこともあり、今後は、課内において、予算計上時の必要経費の確認及び人事異動時の課題事項等の引継の周知徹底を図り、関係法令等を遵守し適正な事務処理に努めてまいります。

#### Ⅳ 選挙管理委員会

#### 1 選挙管理委員会事務局

#### (1) 業務委託契約における遡及押印について(注意事項)

沖縄県知事選挙及び那覇市長選挙における公営ポスター掲示場の制作、設置、保守及び撤去に関する業務委託契約(A地区)については、契約日を約2ヶ月遡及し、公印を押印している。他4件の業務委託契約についても同様に、遡及押印している。

地方自治法第 234 条第 5 項は、地方公共団体が契約書を作成する場合においては、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しない旨定めており、これらの委託業務は契約が確定されないまま行われていたことになり、遡及しての押印は、不適正であると言わざるを得ない。

契約締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### □ 注意事項に関する措置

契約に係る一連の事務処理(予算、予定価格、契約及び支払い等)を適切に行うためチェックシートを作成し、そのチェックシートを予算執行伺いから支払い処理に至るまで決裁時に添付することによって事務従事者及び決裁者(管理監督者)が適正に事務処理が行われているか確認できるようにしました。

今後、契約締結に当たっては、地方自治法等関係法令を遵守し、適正な 事務処理を行ってまいります。

#### (2) 備品台帳の整理について(注意事項)

選挙管理委員会事務局において保管する備品について、備品台帳との不一致が見られた。

これは、既に廃棄処分した備品について、備品台帳の整理がなされていないことが原因となっている。

那覇市物品会計規則第25条第2項は、物品管理者は、備品台帳を備え、 備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

備品台帳については、当該規則を遵守し、適正な整理に努められたい。

#### □ 注意事項に関する措置

指摘を受けた備品台帳との不一致について令和2年3月31日までに、 既存備品と備品台帳の照合を行い、那覇市物品会計規則に基づき備品台帳 の整理を行います。

今後は、備品の管理、処分に当たっては当該規則を遵守し適正な手続き を行ってまいります。